

○豊中市パスポートセンター運営要綱

決定 平成25年6月3日

実施 平成25年6月3日

改正 平成29年12月1日

改正 平成30年10月1日

改正 令和5年3月27日

改正 令和7年3月24日

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市パスポートセンター設置規則（平成25年豊中市規則第74号）に定めるもののほか、豊中市パスポートセンター（以下「センター」という。）の業務運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の対象者）

第2条 センター業務の対象者は、次の各号に定める業務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 一般旅券に関する業務 豊中市に住所又は居所を有する者
- (2) 収入印紙の売りさばき 当該収入印紙の購入を希望する者
- (3) 大阪府旅券法関係事務手数料の徴収 旅券の交付を受ける者
- (4) 戸籍の全部事項証明書の受付及び交付 豊中市に本籍地を有する者

（休所日）

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く休日、日曜日となる場合の休日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（業務日及び時間）

第4条 センターの業務の取扱日及び取扱時間は、次の各号に定める業務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一般旅券の発給等に係る申請の受付、一般旅券の紛失又は焼失による届出の受付及び一般旅券の返納の受付 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで
- (2) 一般旅券の交付 月曜日から金曜日までの午前9時から午後7時まで及び日曜日の午前9時から午後5時まで
- (3) 収入印紙の売りさばき 月曜日から金曜日までの午前9時から午後7時まで及び日曜日の午前9時から午後5時まで
- (4) 戸籍の全部事項証明書の受付及び交付 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5

時 15 分まで

（一般旅券発給業務の標準処理期間）

第5条 一般旅券の発給業務は、申請を受理した日から起算して次の表に掲げる期間（以下「標準処理期間」という。）内に処理するものとする。ただし、休所日及び日曜日は標準処理期間に参入しない。

申請等の種類	標準処理期間
新規及び切替発給	14日
残存有効期間同一旅券の発給	14日
紛失一般旅券等届出書の提出を伴う新規発給	14日

- 申請を受理した後に申請内容に補正を要した場合は、当該補正のために要した日数は、標準処理期間に参入しない。
- 一般旅券の発給等の申請のあった旅券は、第1項に規定する標準処理期間満了の日から交付するものとする。

（申請書等の保存期間）

第6条 申請書等の保存期間は、次のとおりとする。

書類等の名称	保存期間
一般旅券発給申請書の写し（5年・10年・残存有効期間同一）	1年
紛失一般旅券等届出書の写し	1年
引換書の写し	1年
同意書（申請時）	5年
氏名表記変更に関する海外渡航経緯追加質問書	10年
事情説明書（親権者不在の場合に限る。）	10年
非ヘボン式ローマ字氏名表記申出書（旧用紙）	10年
ヨミカタ変更等の事情説明書	10年
上記以外の書類	1年

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの業務運営について必要な事項は、市民協働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から実施する。

附 則

- この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月27日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から実施する。